

令和3年度第4回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和4年3月

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催による実施)

2 議 事

(1) ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

- ・ 第6回財政運営WGを3月18日(金)に書面開催した。
- ・ 議題は「保険税水準の統一について」及び「その他」である。
- ・ 検討状況は次のとおり。
- ・ 「1 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール」については、前回から変更なし。
- ・ 「2 保険税水準の統一」については、「その他基金」、「保険者支援制度」、「財政安定化支援事業繰入金」が前回から進展があった項目である。
- ・ 「その他基金」について、保険税を財源に基金への積立てを行う市町村は、その分標準保険税率が高く設定されるため、県内統一の税率設定ができない。
- ・ このため、「その他基金」については県内統一の取扱いを検討するため、市町村に対して調査を行うことを決定した。
- ・ 「保険者支援制度」及び「財政安定化支援事業繰入金」について、納付金及び標準保険税率の算定における所要額の見込み方は、現状、市町村ごとに異なる。
- ・ 令和9年度の準統一においては県内で統一した見込み方を設定する必要があるため、各市町村の見込み方を調査することを決定した。
- ・ 保険税水準統一工程表について、第3回国保運営推進会議において御報告させていただいた「保養施設利用助成事業」及び「出産育児諸費(法定繰入れを含む)」の取扱いについて、財政運営WGにおける検討結果に基づきその内容を工程表へ反映した。

② 事務処理標準化ワーキンググループ

- ・ 第3回事務処理ワーキンググループを令和4年2月21日(月)に開催した。
- ・ 検討状況は、「高額療養費支給申請手続の簡素化」について、要綱、申請書兼同意書及びお知らせの記載内容がほぼ確定したため、調整後、全市町村に配布予定である。
- ・ 「保険税の減免基準の統一」については、個別の減免事由のうち、「旧被扶養者減免」、「拘禁減免(法第59条該当)」及び「災害減免」について、基準統一案を策定した。

③ 保健事業ワーキンググループ

- ・ 第3回保健事業WGを3月18日(金)に開催した。
- ・ 議題は「特別交付金のうち県繰入金のあり方について」及び「特定健診集合契約について」である。
- ・ 検討状況は「1 保健事業の統一に向けた検討」について、前回から変更なし。
- ・ 「2 特定健診(個別健診)の集合契約に向けた検討」については、これまでの議

論を整理するとともに検査項目や一部負担金の統一の水準について協議した。

- ・ 「特別交付金のうち県繰入金のあるあり方」については、「ジェネリック医薬品普及事業」及び「健康づくり推進事業」に関して、現状の交付方法の問題点等を説明するとともに、交付基準を変更した場合の影響等を協議した。

(2) 今後のスケジュールについて

- ・ 資料2-1及び2-2に基づき説明。

(3) その他（財政安定化基金の取崩しについて）

- ・ 県において令和3年度普通交付金の予算額に不足が見込まれるため、財政安定化基金等を財源とした増額補正を行った。
- ・ 普通交付金3月現物②、3月現金分の交付見込額等を考慮し、県において財政安定化基金の取崩し額を算定していたが、想定よりも普通交付金の伸びが小さく、令和3年度決算において、療養給付費等負担金の翌年度返還分等を踏まえた実質収支が黒字となる見込みのため、財政安定化基金の取崩しは行わないこととした。

※ 上記議題について資料送付

※ 市町村等からの質問・意見は別紙のとおり

令和3年度 第4回国民健康保険運営推進会議の意見・質問に対する回答

NO.	議題	質問・意見	回答
1	(1) ワーキンググループの進捗状況について	保健事業WGにおいて完全な統一が困難な状況であり、そのため財源についても市町村において差異が生じるため解消すべき法定外繰入の例外として扱う必要があると思われる。	現時点では保健事業実施のための法定外繰入を容認することは想定していない。財源については、統一して行う保健事業の内容や、公費の取扱い方法等を踏まえ、今後検討する。